

定款記載必要事項

「定款に記載しなければならない」など、記載しなければ定款事態が無効、又は記載すべきでないのに、記載された場合はそれ事態が無効となる。

「特別の定めがある場合は定款で定めなければならない」「定款できめることを妨げない」など、定めなくてもよいが、定める場合は、定款に記載があつてはじめて有効となる。

「定款で定める場合はこの限りでない」「定款で定める場合を除き」など、定款に記載がない場合は本条の義務を負うことになる。

「定めることができる」は、の場合、
場合が混在している。

第二十七条 定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

目的、商号、本店の所在地、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額、発起人の氏名又は名称及び住所

第二十八条 定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。

金銭以外の財産を出資する者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数（以下省略）

第百七条 株式の内容について譲渡制限株式や買取り請求権付株式など、株式の発行の特別の定めがある場合は定款で定めなければならない

第百八条 異なる種類の株式を発行する場合は、発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない

第百九条 株主の平等原則にもかかわらず、公開会社でない株式会社は、第百五条第一項各号（配当、議決、財産分与）に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。

第百二十四条 基準日について、定款に当該基準日及び当該事項について定めがあるときは、この限りでない。

第百六十四条 特定の株主からの取得に関して、全株主への通知と他の株主の参加権を適用しない旨を定款で定めることができる。

第百六十五条 取締役会設置会社は取締役会の決議によって自己株式の市場取引等による取得ができる旨を定款で定めることができる。

第百七十四条 相続人等の株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

第百七十九条 市場において自己株式の売却をする旨を定款で定めることができる。

第百八十六条 株式無償割当てに関する事項の決定について、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらないことを定めるには定款に別段の定めをしなければならない。

第百八十八条 一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨を定款で定めることができる。

第百九十九条 株式募集事項の決定に際して、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。

第二百四十四条 株券を発行する旨を定款で定めることができる。

第二百九十九条 株主総会の招集の通知は、株主総会の日の一週間前、公開会社でない株式会社にあつては一週間前、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間前までに通知。

第三百九条 株主総会の決議について、本法の定め以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

第三百二十六条 機関の設置について株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができる。

第三百三十二条 取締役の任期を短縮することを妨げない。

公開会社でない株式会社において、定款によって任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第三百三十六条 監査役任期について、公開会社でない株式会社においては定款によって、選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

定款によって、監査役補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとすることを妨げない。

第三百四十八条 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務を執行する。

業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。

第三百六十六条 取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する。

第三百七十条 取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）

は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

第三百八十九条 公開会社でない株式会社は監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

第四百二条 執行役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない委員会設置会社については、この限りでない。

執行役の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。

会社法研究会

第四百二十七条 善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の**契約を社外取締役等と締結することができる旨**を定款で定めることができる。

第四百五十四条 取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り**取締役会の決議によって剰余金の配当**（配当財産が金銭であるものに限る。以下この項において「中間配当」という。）をすることができる旨を定款で定めることができる。

第四百五十九条 会計監査人設置会社は、剰余金の**配当等**を取締役会が定める旨を定款で定めることができる。

持分会社に関するもの

第五百九十条 **社員は**、定款に**別段の定めがある場合を除き**、持分会社の**業務を執行する**。

社員が二人以上ある場合には、持分会社の業務は、定款に**別段の定めがある場合を除き**、**社員の過半数をもって決定する**。

第五百九十一条 業務を執行する社員を定款で**定めた場合において**、業務を執行する社員が二人以上あるときは、持分会社の業務は、定款に**別段の定めがある場合を除き**、**業務を執行する社員の過半数をもって決定する**。

支配人の選任及び解任は、社員の過半数をもって決定する。ただし、定款で**別段の定めをすることを妨げない**。

業務を執行する社員は、正当な事由がなければ、**辞任することができない**。正当な事由がある場合に限り、他の社員の一致によって解任することができる。但し、定款で**別段の定めをすることを妨げない**。

第五百九十九条 定款又は定款の**定めに基づく社員の互選によって**、業務を執行する社員の中から持分会社を**代表する社員を定める**ことができる。

第六百二十一条 持分会社は、利益の配当を請求する方法その他の**利益の配当に関する事項**を定款で定めることができる。

第六百二十二条 **損益分配の割合**について定款の**定めがないときは**、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。

第六百二十四条 持分会社は、出資の払戻しを請求する方法その他の**出資の払戻しに関する事項**を定款で定めることができる。

第九百三十九条 会社は、**公告方法**を定款で定めることができる。

登記必要事項

(株式会社の設立の登記)

第九百十一条

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的
- 二 商号
- 三 本店及び支店の所在場所
- 四 存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- 五 資本金の額
- 六 発行可能株式総数

七 発行する株式の内容(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

- 八 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数
- 九 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数
- 十 株券発行会社であるときは、その旨
- 十一 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所
- 十二 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項(略)
- 十三 取締役の氏名
- 十四 代表取締役の氏名及び住所(第二十二号に規定する場合を除く。)
- 十五 取締役会設置会社であるときは、その旨
- 十六 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び(職務の)場所
- 十七 監査役設置会社であるときは、その旨及び監査役の氏名
- 十八 監査役会設置会社であるときは、その旨及び社外監査役であるものについてはその旨
- 十九 会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
- 二十 一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
- 二十一 特別取締役による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項(略)
- 二十二 委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項(略)
 - イ. 社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
 - ロ. 各委員会の委員及び執行役の氏名
 - ハ. 代表執行役の氏名及び住所
- 二十三 責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
- 二十四 責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
- 二十五 定款の定めが社外取締役に係る場合社外取締役であるものについて社外取締役である旨
- 二十六 (責任の限度に関する契約)が社外監査役に係る場合、社外監査役である旨
- 二十七 (HPによる決算公告)
- 二十八 公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
- 二十九 HPによる公告の場合は、次に掲げる事項(法務省令で定めるもの)
- 三十 第二十八号の定款の定めがないときは、官報に掲載する方法を公告方法とする旨

(合同会社の設立の登記)

第九百十四条 合同会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的
- 二 商号
- 三 本店及び支店の所在場所
- 四 合同会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- 五 資本金の額
- 六 合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称
- 七 合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所
- 八 合同会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所
- 九 公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
- 十 電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項(略)

(変更の登記)

第九百十五条 会社において第九百十一条第三項各号又は前三条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。